

下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱

平成29年12月12日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本市中心市街地において、小売業、飲食等サービス業を営む中小企業者若しくは営もうとする中小企業者が必要とする資金又はまちづくり等を行うものが必要とする資金を融資することにより、中心市街地の活性化を図るとともに、店舗と一体的に設置される住居の新設又は改修に要する資金も融資対象とすることで、定住促進も図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 別表第1に定める地域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 金融機関 この融資を取り扱う金融機関として市長が指定した別表第2に定めるものをいう。
- (4) まちづくり 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図る事業活動をいう。

(資金の種類)

第3条 資金の種類は、出店・改修等貸付及びまちづくり貸付とする。

(融資の対象者)

第4条 出店・改修等貸付の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるのは、第2号アに掲げる者とする。

- (1) 下関市税の納付状況が良好な中小企業者
 - (2) 小売業又は保証協会の保証対象となる飲食等サービス業（以下「事業」という。）を営む又は営もうとする者で、次に掲げるいずれかの中小企業者
 - ア 店舗、建物又は出店区画で利用されていないもの（以下「店舗等」という。）において事業を始める者、又は事業を営む店舗の改修若しくは移転を行う者
 - イ 店舗と一体的な住居の新設又は改修を行う者
- 2 まちづくり貸付の融資を受けることができるものは、市税の納付状況が良好なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項第1号ロに規定する会社
 - (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、その定款においてまちづくり事業について定めているもの
 - (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく団体又は任意の商業団体
 - (4) 商工会議所

- (5) 共同出資会社
- (6) 下関市が出資する法人
- (7) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第61条第1項に規定する法人
（融資条件）

第5条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、別表第3に定めるとおりとする。

（認定）

第6条 融資を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を提出し、市長の認定を受けなければならない。ただし、第4号から第9号までに規定する書類については、資金の種類に応じて必要とする書類を提出するものとする。

- (1) 中心市街地活性化チャレンジ資金融資認定申請書（様式第1号又は様式第2号）
- (2) 個人においては住民票の写し、法人においては商業登記の登記事項証明書
- (3) 市税滞納なし証明書
- (4) 許認可証の写し（許認可事業の場合のみ）
- (5) 見積書
- (6) 店舗等の賃貸借契約書
- (7) 工事請負契約書
- (8) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書
- (9) 施設配置図、設計概要図、仕様書
- (10) その他必要となる書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、記載内容の確認及び審査をし、適当であると認めるときは、当該融資を認定する旨を中心市街地活性化チャレンジ資金融資認定通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により申請者に通知し、又は不適であると認めるときは、不適とする理由を付した書面により申請者に通知する。ただし、必要と認めるときは、条件を付して認定することができる。

3 融資を認定されたもの（以下「申請認定者」という。）が、当該通知の日から起算して6月を経過しても金融機関に融資の申込みをしないときは、当該通知に係る融資の認定は、その効力を失うものとする。

（融資の申込み）

第7条 申請認定者は、申込み先の金融機関が指示する書類に加えて、次に掲げる書類を金融機関に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書
- (2) 経営状況の把握できる書類
- (3) 保証協会の保証対象となる場合は、保証協会所定の信用保証委託申込書
- (4) その他必要となる書類

2 金融機関及び保証協会は、申請認定者から前項の規定により融資の申込みを受け、融資をすること若しくは融資を保証することが適当と認めたものについては、速やかに融資実行に向けた手続を

行わなければならない。

(金融機関の遵守事項)

第8条 金融機関は、融資を実行する場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 融資条件に基づいて融資を行うこと。
- (2) 歩積両建預金の条件を付さないこと。
- (3) 一般業務との区別を明確にしておくこと。

(保証協会及び金融機関の報告)

第9条 保証協会は、毎月末における保証の状況を中心市街地活性化チャレンジ資金融資保証状況報告書(様式第4号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

2 金融機関は、前条の規定により融資を実行したときは、中心市街地活性化チャレンジ資金融資実行報告書(様式第5号)により、当該実行の日の属する月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

3 金融機関は、前項に定めるもののほか、毎月末における融資の状況を中心市街地活性化チャレンジ資金融資状況報告書(様式第6号)により、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(原資の預託)

第10条 市長は、金融機関から前条第2項の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内において、当該金融機関に原資を預託するものとする。

2 前項に規定する原資の預託に関し必要な事項については、金融機関と別に覚書を締結して定めるものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、融資を受けた者又は金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(融資の取消し)

第12条 市長は、融資を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 融資を受けたものが融資期間中に市外に転出したとき。
- (2) 虚偽の申請により不正に融資を受けたとき。
- (3) 認定申請書に定める以外の用途に資金を流用したとき。
- (4) 融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- (5) 第6条第2項の規定による認定を受けた事業を中止したとき。
- (6) 融資対象物件を第三者に譲渡したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反した場合で、市長が融資を認定することが適当でないと認めるとき。

2 市長が、前項の規定により融資の認定の取消しを行った場合は、金融機関は、その融資に係る原資を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

中 心 市 街 地
大和町一丁目、東大和町一丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上条町、長門町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目、細江町二丁目、細江町三丁目、細江新町、長崎中央町、丸山町五丁目、入江町、西入江町、岬之町、観音崎町、南部町、あるかぼーと、唐戸町、田中町、赤間町、中之町、阿弥陀寺町の町界に囲まれた地域。

別表第2（第2条関係）

取 扱 金 融 機 関
次に掲げる金融機関の下関市内に所在する本店又は支店 山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行 商工組合中央金庫 朝銀西信用組合 信用組合広島商銀

別表第3（第5条関係）

資金の種類	出店・改修等貸付	まちづくり貸付
資金使途	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金
融資限度額	運転 設備 3,000万円 併用 3,000万円	運転 3,000万円 設備 1億円 併用 1億円（運転3,000万円まで）
融資期間	運転 7年（うち据置1年） 設備 15年（うち据置2年） 併用 15年（うち据置2年）	運転 7年（うち据置1年） 設備 15年（うち据置2年） 併用 15年（うち据置2年）
融資利率	信用保証協会の保証対象となるもの 責任共有制度対象 5年以内年1.3% 5年超年1.5% 責任共有制度対象外 5年以内年1.1% 5年超年1.3% 保証協会の保証対象とならないもの 5年以内年1.5% 5年超年1.7%	5年以内年1.5% 5年超年1.7%
償還方法	分割又は一括	分割又は一括
保証人	金融機関所定の方法による。また、信用保証協会の保証対象分については、原則として法人代表者以外は徴求しない。	金融機関所定の方法による。
担保	必要により徴求する。	必要により徴求する。
保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率	—

6 出店・改修等に係る資金計画

(単位： 千円)

支 出		収 入		
区 分	金 額	区 分	金 額	備 考 (借入期間等)
		自 己 資 金		
		借 入 金		
		中心市街地活性化 チャレンジ資金融資		
		(別枠) 銀行		
		(別枠) 銀行		
		そ の 他		
合 計		合 計		

4 団体の概要

5 まちづくり事業の概要

(1) 事業の実施予定時期

_____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで

(2) 実施する事業の内容、目標等

① 事業の目的

② 事業の内容（事業の独自性などがあれば、ご記入ください。）

③ 中心市街地の活性化への貢献度

④ 事業の必要性

⑤ 期待する活性化の効果及び将来の目標

⑥ 事業を実施する場所

⑦事業採算性についての見込み

6 まちづくり事業に係る資金計画

(単位 千円)

支 出		収 入		
区 分	金 額	区 分	金 額	備 考 (借入期間等)
		自 己 資 金		
		借 入 金		
		中心市街地活性化 チャレンジ資金融資		
		(別枠) 銀行		
		(別枠) 銀行		
		そ の 他		
合 計		合 計		

（あて先）

下関市長

中心市街地活性化チャレンジ資金融資認定通知書

年 月 日付けで申請のありました中心市街地活性化チャレンジ資金融資の認定について、下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

なお、融資の可否については、お申込みの金融機関が審査のうえ決定することになりますので、念のため申し添えます。

記

- 1 資金の種類 出店・改修等貸付 ・ まちづくり貸付
- 2 融資認定額 千円（うち運転資金 千円）
- 3 融資期間 年（うち据置き 年 月以内）
- 4 取扱金融機関

5 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すこととなります。

- ・融資期間中に市外に転出したとき。
- ・虚偽の申請により不正に中心市街地活性化チャレンジ資金融資を受けたとき。
- ・認定申請書に記載した以外の用途に資金を流用したとき。
- ・中心市街地活性化チャレンジ資金融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- ・認定申請書に記載した事業を中止したとき。
- ・融資対象物件を第三者に譲渡したとき。
- ・その他、市長が中心市街地活性化チャレンジ資金融資を認定することが適当でないとしたとき。

6 備考

この認定書を通知した日から起算して6月を経過しても上記金融機関に融資の申込みをされな
いときは、この認定はその効力を失います。

年 月 日

（あて先）下関市長

金融機関

中心市街地活性化チャレンジ資金融資実行報告書

年 月 日付けで決定のありました中心市街地活性化チャレンジ資金融資を、下記のとおり実行しましたので、下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱第9条第1項の規定に基づき、報告します。

記

融資の種類 出店・改修等貸付 ・ まちづくり貸付 （該当する方に○）

融資の相手方					融資決定番号		年度 第 号	
融資金額	千円	融資日	年 月 日	融資利率	年	%		
据置期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
償還期限	年 月 日			資金使途				
償 還 計 画	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		

※ この償還表については金融機関所定のものでも換えられます。

（あて先） 下関市長

金融機関

中心市街地活性化チャレンジ資金融資状況報告書

下関市中心市街地活性化チャレンジ資金融資要綱第9条第1項の規定に基づき、

年 月 日現在の融資状況を下記のとおり報告します。

記

融資の種類 出店・改修等貸付 ・ まちづくり貸付 （該当する方に○）

（単位：千円）

融資決定番号	企業名又は団体名	当初 融資額 (A)	当月 償還額 (B)	償還 合計額 (C)	融資残額 $D = A - C$
合 計					